

# 航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認 ～航空法の高さ制限に係る特例～

(航空法の高さ制限のエリア単位での特例承認関連事業 平成26年11月4日 国土交通省事務連絡)

## 特例措置前

○空港の制限表面による建造物等の高さ制限については航空法により定められており、制限表面の上に出る高さの建造物等を設置するには個別に空港の設置者の承認を受ける必要がある。  
○承認の際には、飛行経路、進入方式等に照らすとともに、周辺の既存物件の位置・高さを参考に個別具体的に審査する。

(規制の根拠)

航空法第49条、第56条の3

## ニーズ

○1棟ごとの個別審査は時間を要するため、前もってエリアごとに高さ制限の目安を示してほしい。



## 特例措置

○福岡市国家戦略特別区域における航空法の高さ制限の基準の運用については、航行の安全に支障のない周辺の既存物件に基づく一定の高さをエリア全体の目安として速やかに提示した上で、具体的な地区計画の検討と並行して迅速に承認に向けた手続を進めている。



## 効果

○高さ制限について、エリア全体の目安を示すことによる承認手続きの迅速化につながる。